

寮 生 心 得

ニセコ高校希望ヶ丘寮

1 目 標

- (1) 寮生は学校の模範生であることを目指す。
- (2) 集団生活を通じて、自己理解を深め共同の精神を学ぶ。
- (3) 目標を立て、計画的に学習し、進路実現に向け取り組む。

2 礼 儀

- (1) 寮生はいかなる場合でも積極的にあいさつをする。
- (2) 事務室への出入りは必ずノックをし、許可を得てから入室する。
- (3) 寮生はお互いに迷惑をかけないようにし、とくに大声、スピーカー等の音量には十分注意する。

3 日 課

	平日 (月～木)	金曜日	土曜日	日曜日・祝日 (登校日前日)
起 床	6:45		7:55	
点 呼	6:45～6:50		8:00～8:20 (部屋点呼)	
寮 内 清 掃	6:50～7:00		8:05～8:20 (自室清掃)	
朝 食 準 備	7:00～7:15		8:20～門限まで 外出可	
朝 食	7:15～7:35			
登 校	朝食後～8:30			
開 寮	放課後			
夕 食 前 門 限	18:00		門限	20:30
夕 食	17:30～18:30	*	*	17:30～18:30
入 浴	17:00～20:50 (男子・女子で調整して入浴) 前半:17:00～19:00 後半:19:00～20:50			
外 出 時 間	夕食後～20:30			
学 習	21:00～22:00			
全体点呼 (部屋点呼)	21:45～22:00	*		21:45～22:00
就 寝 準 備	22:00～22:30			22:00～22:30
洗濯機・乾燥機使用	～22:00			
完全消灯・就寝	22:45			

- (1) 寮生は、日課表により規則正しい生活をし、基本的な生活習慣を身に付け自己の向上を目指す。
また、勉学を怠らず自学自習に励む。
- (2) 登校後、寮への出入りはしない。特別の理由のある時はHR担任に申し出る。
- (3) 事務室の電話使用は、20:50までとする。(休日についても20:50までとする。)
- (4) 冬期間は健康管理の為、入浴時間終了時(20:50)にストーブを止め換気する。
- (5) 金・土曜日の夕食を外食とする場合は、舎監・ハウスマスター・警備員に許可を得て、20:30までに帰寮する。

4 外出について

- (1) 外出は、必ず名前と行き先を外出簿に記入する。
- (2) 外出及び帰寮時には、必ず舎監・寮日直・ハウスマスター・警備員に報告する。

5 帰省

- (1) 夕食後の外出における帰寮時間は原則20:30までとする。ただし、これに遅れる場合は、必ず保護者より希望ヶ丘寮へ連絡し、21:45（全体点呼時間）までに帰寮する。
- (2) 無断外泊は禁止する。
- (3) 実家以外に外泊を希望する場合は、保護者からHR担任・舎監・ハウスマスターに連絡し、許可を得る。
- (4) 帰省及び帰寮時には必ず舎監・日直・ハウスマスターに報告する。
- (5) 規制の際には、保護者から必ず、帰寮する前々日の22時まで舎監・寮日直・ハウスマスターに連絡する。

6 門限

- (1) 17:50までに帰寮する。
- (2) 課外活動で遅れる場合は担当教諭から寮へ連絡してもらう。

7 学習

- (1) 学習は自室、または食堂にて行う。ただし、食堂を利用する際には、日直に許可を得る。
- (2) 消灯時間後の学習は24:00までとし、舎監または寮日直へ申し出て許可をもらう。帰寮以降学習に励んでいなければ認められない。
- (3) 休日は日課表に従って、学習する。

8 各種当番について

日 番…朝・晩の点呼、清掃点検、各種放送、日誌の記入。

食事当番…食事の配膳、後片付け及び食器洗い、食堂の清掃。

清掃当番…各当番について、別紙の清掃要領に基づき行う。

① 玄関 ②廊下 ③食堂 ④トイレ ⑤風呂 ⑥洗面所 ⑦階段 ⑧洗濯室 ⑨事務室

除雪当番…希望ヶ丘寮玄関前、駐車場、非常口の除雪を舎監・ハウスマスターの監督のもと行う。

9 服装

- (1) 寮内では、清潔と品位を保ち、良識ある服装を心がける。

10 自転車の利用について

- (1) 「ニセコ高校自転車利用申込書 兼 同意書」を提出しているものは、自転車通学が可能な間、ニセコ高校で貸し出している自転車を利用することが出来る。
- (2) 申込書兼同意書に記載の利用規定を順守する。

11 寮施設について

(1) 食堂

整理整頓をし、清潔にしておく。

(2) トイレ・洗面所

清潔に使用し、汚したらすぐきれいにする。洗面所での洗髪は行わない。

(3) 洗濯機及び乾燥機

22:00以降は使用しない（時間内に間に合わない場合は舎監・ハウスマスター・寮日直に申し出て許可をもらうこと）。常に節水を心がけ、終了次第衣類をかたづけ、フィルターを清掃すること。

(4) 公共物・備品

破損・汚損した場合は直ちに申し出る。

12 寮室について

(1) 寮室は生活、学習の場である。常に整理整頓を心がけ清潔にする。

(2) 電気コンセントをタコ足配線で使用はしない。

(3) 寮室での炊事はしない。

(4) 寮室へ食堂の食器類、食材を持ち込まない。

(5) 壁に直接ものを取り付けたり、ポスターをはったり落書をしない。

13 持ち込み品について

(1) 自転車・テレビ、不必要と思われる物の持ち込まない。

(2) 有機溶剤等の持ち込みはできない。工作などの趣味等で使用する場合は舎監・ハウスマスターの許可を得る。ただし、普段は舎監・ハウスマスターに預ける。※その他、持ち込み品については、その都度舎監・ハウスマスターに相談する。

14 余暇時間について

(1) 他人に迷惑をかけず、学習を前提に考え、時間を有効に使う。

(2) テレビの視聴は、21:00までとする。※学習時間は除く。

(3) 高校生として好ましくないものと思われる遊戯は行わない。

15 金銭、貴重品の取り扱いについて

(1) 金銭、貴重品は貴重品ロッカーに入れること。

※個人の不注意による紛失、トラブルに関する責任は一切負わない。

(2) 学習用パソコン・タブレット等の機器は個人用のロッカーに保管する。（個人用ロッカーは各自購入）

(3) 高価な品は、寮内に持ち込まない。

16 火気取り扱いについて

(1) 火気取り扱いについては、各自十分注意し、確認する。

(2) ストープの周囲30cm以内は物を置かない。

(3) ストープの上には、座らない。

17 防災について

(1) 防災規定にこれを定める。

18 入 浴

- (1) 入浴時間を守り、順序よく利用する。
- (2) 湯の無駄使いをしない。浴室に音楽プレーヤー等を持ち込まない。
- (3) 日～木は風呂、金～土・休日はシャワーとする。

19 施 錠

- (1) 22：30に食堂・玄関を施錠する。

20 外来者について

- (1) 舎監・管理人・ハウスマスターに許可を得た者に限る。(両親・兄弟・親戚等)
- (2) 友人の訪問は玄関外までとし、18：00までとする。

21 諸届について

- (1) 欠 席
舎監・ハウスマスターに申し出て、HR担任に連絡してもらい許可を得る。
- (2) 遅 刻
舎監・ハウスマスターに申し出て、HR担任に連絡してもらい許可を得、登校後、職員室で遅刻届を記入し、HR担任に提出する。
- (3) 早 退
HR担任に申し出て許可を得て早退届を記入し、舎監・寮担当・ハウスマスターに報告する。
ハウスマスターの監督の下で、自室で休養する(ハウスマスターが不在の際は保健室で休養する)。
- (4) 帰省について
寮生は、週始めまでに「帰省届」に記入し、提出するとともに保護者に帰寮する前々日までに舎監または寮日直へ連絡することを依頼する。

22 アルバイトについて

- (1) 生徒指導部の許可を得て、生徒休業日にアルバイトを行うことができる。
- (2) 許可される条件は、生徒心得に準じる。

23 寮内の特別指導について * 以下の者については、寮として特別指導を受ける。

- (1) 寮則・寮生心得に違反した者。
- (2) 寮内の秩序・風紀を乱した者。
- (3) 舎監・管理人・ハウスマスターに暴言を吐いた者及び指導を拒否した者。
- (4) 上記(1)(2)(3)以外の問題行動のあった者。

24 寮運営費について

- (1) 新聞等の購入及び寮内行事の運営の費用を毎年徴収する。
- (2) 寮運営費は、一括して寮担当に納金する。

25 寮内年間行事について

- (1) 寮生会議の総意において各種行事を実施することができる。

寮 則

ニセコ高校希望ヶ丘寮

第1章 総 則

第1条 本校寄宿舎を北海道ニセコ高等学校希望ヶ丘寮と称する。

第2条 寮生は寮則及び寮生心得を守り、自主的、自律的精神をもって責任と義務を果たし、規律ある集団生活を通して、教養豊かな人間性を養うとともに、日々学習に励む。

第2章 入寮・退寮

第3条 入寮・退寮に際しては、所定の様式に本人、保護者連名の上、校長に願い出、許可を得る。

第4条 入寮者の選考は、下記の項目について、本校入寮基準に基づき、職員会議の審議の上、校長が決定する。

1. 入寮希望の理由
2. 経済状況
3. その他

第5条 問題行動を起こし、かつ学校の指導に従わない寮生、また寮則違反をし、改善の見込みがない寮生については、職員会議で審議のうえ、校長は原則退寮を命じる。

第6条 異性の棟に入った場合は、「寮運営を脅かす行為」として原則退寮を命じる。

第3章 役員とその責務

第7条 寮に次の役員を置く。

寮長（1名） 副寮長（2名） 書記・会計（1名）
美化（4名） 事業推進（4名）

第8条 役員を選出は、次の通りとする。

上記の役員は、10月の寮生会議にて選出し、職員会議を経て決定する。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1 寮長

- イ 寮の諸行事に関すること及び連絡事項の周知徹底に努める。
- ロ 寮務全般に関して寮生と協力して寮風の向上に努める。

2 副寮長

寮長を補佐し、寮長不在の時はその仕事を代行する。

3 書記

役員会及び寮生集会の記録をする。

4 会計

寮運営費の管理・記帳をする。

5 美化

清掃の確認、ゴミの分別、部屋の清掃確認、清掃用具の管理をする。

6 事業推進

行事・イベントの企画運営をする。

第10条 役員の仕事は1年とする。（10月）

第4章 寮生の責務

第11条 寮生活全般に関して、寮則及び寮生心得に基づいて行動し、不明な点等に関しては、舎監・ハウスマスター・管理人・教職員の指示を仰ぐ。

第5章 運営、組織、会議

第12条 役員会は、寮長、副寮長、会計、書記、美化、事業推進をもって構成する。

第13条 役員会は寮の諸行事と寮生活全般にわたって審議する。

第14条 会議を開催するときは、事前に舎監・ハウスマスターに連絡する。議決事項は舎監・ハウスマスターを通じて寮担当に報告する。

第15条 会議での議決事項は寮生に周知徹底する。

第16条 寮生集会は定期的で開催し、必要に応じて召集する。

第6章 生活

第17条 寮生は別に定める日課により規則正しい生活を行う。

第18条 土日祝日のアルバイトを許可する。許可する条件は生徒心得に準ずる。

第7章 当番制度

第19条 寮生活を円滑に行うために次の当番をおく。

日 番	毎日交代
食事当番	1週間交代
清掃当番	1週間交代
除雪当番	1週間交代

第8章 寮運営費に関する事項

第20条 寮運営費はこれを別に定める。

第21条 会計監査は保護者の中から選出し、年度末に行う。

第9章 閉寮及び帰省に関する事項

第22条 7日以上連続した休みを閉寮とする。

第23条 閉寮日の在寮については、特別の事情により学校長が認める場合は、許可する。

第24条 閉寮期間は閉寮日の17:15から開寮日の17:00迄とする。帰寮時の門限は19:00とする。ただし、諸事情により帰寮が遅れる場合は、18:00迄に保護者から舎監・ハウスマスター・管理人または日直に必ず連絡する。

第25条 帰省・在寮の連絡は、保護者から舎監・ハウスマスター・管理人または日直に連絡する。

(付則)

- * 本寮則に定める他に必要な事項は、その都度舎監が指示する。
- * 本寮則は平成2年4月1日より施行する。
- * 本寮則は平成5年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成6年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成8年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成10年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成14年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成15年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成18年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成23年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成24年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成25年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成30年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は平成31年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は令和2年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は令和3年4月1日に一部改定する。
- * 本寮則は令和5年3月9日に一部改定する。
- * 本寮則は令和6年3月11日に一部改定する。